

畜 号 外
令和 2 年 3 月 1 6 日

公益社団法人宮城県獣医師会長 殿

宮城県農政部畜産課長



新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）

このことについて、別紙写しのおり農政総務課長から通知がありましたので、貴会員に周知願います。

(電子メール施行)

農 総 号 外
令和 2 年 3 月 1 2 日

部内各課（室）長 } 殿
部内各地方機関の長 }

農政総務課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）
このことについて、別紙のとおり環境生活部長から通知がありましたので、承知願います。

(電子メール施行)

循社第1314号
令和2年3月11日

保健福祉部長 } 殿
農政部長 }

環境生活部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について
(通知)

このことについて、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局長から通知がありましたので、貴部所管の下記関係機関に周知願います。

記

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)別表第1の4の項の中欄に掲げる施設
- イ 病院
 - ロ 診療所
 - ハ 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項に規定する衛生検査所
 - ニ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - ホ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体を取り扱う施設であって、環境省令で定めるもの
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)別表第1の4の項の環境省令で定める施設
- 一 助産所
 - 二 獣医療法(平成4年法律第46号第2条第2項に規定する診療施設)
 - 三 国又は地方公共団体の試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。)
 - 四 大学及びその附属試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。)

五 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良，考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学，歯学，薬学及び獣医学に係るものに限る，前二号に該当するものを除く。）



環循適発第 2003044 号
環循規発第 2003043 号
令和 2 年 3 月 4 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について (通知)

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について (通知)」(令和2年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知)において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル¹」(平成30年3月。以下「マニュアル」という。)に基づく対策について通知し、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について (通知)」(令和2年1月30日付け環循適発第20013010号・環循規発第20013027号環境省環境再生・資源循環局長通知)により、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン²」(平成21年3月。以下「ガイドライン」という。)の内容に準拠した適正処理について通知したところです。

現在、国内の複数地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の感染者が散発的に発生している状況にあり、政府においては、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、令和2年2月25日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定したところです。

廃棄物処理は国民生活を維持するために不可欠なサービスの1つであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続することが求められています。

つきましては、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、下記事項に御留意いただき指導監督始め必要な措置の実施に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者及び市町村等並びに医療関係機関等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)別表第1の4の項の中欄に掲げる施設をいう。)に対し周知徹底



をお願いします。

また、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aを、環境省のウェブサイト³に掲載しておりますので、御参照ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1…<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

2…<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

3…http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

記

- 一 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、マニュアルに基づき適正に処理すること。

排出事業者に対しては、施設内での保管の際に、他の廃棄物が混入するおそれがないように必要な措置を講ずること及び腐敗するおそれのある廃棄物については腐敗の防止のために必要な措置を講ずること、また排出の際に、容器に入れて密閉すること及び感染性廃棄物である旨等を表示することなど、適正処理の観点から排出事業者が行うべき必要な措置等について周知を行うこと。

また、廃棄物処理業者に対しては、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物に限らない様々な感染性廃棄物の処理の委託を受けた廃棄物処理業者が、遅滞なく適正に処理する必要があること及び医療関係機関等が新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症に対する医療等の極めて重要な業務を遅滞なく継続する必要があることから、これらの継続的な業務の妨げとならないよう、正当な理由なく、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を求めることは慎むよう周知すること。

- 二 医療関係機関等以外から排出される、感染性廃棄物に該当しない廃棄物についてはガイドラインに準拠し適正に処理すること。

なお、現時点では、一般的な状況における新型コロナウイルス感染症の感染経路は飛沫感染及び接触感染であると考えられている。これは新型インフルエンザと同様であることから、新型コロナウイルス感染症についても、新型インフルエンザ対策と同様に通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同様の方法により処理することで感染を防ぐことが可能と考えられる。このため、作業員が新型コロナウイルスに触れることなく収集運搬及び処分すれば作業員が感染することなく処理できるものと考えられること。

感染性廃棄物に該当しない廃棄物についても個別の状況を踏まえて感染性廃棄物に準

じた処理を行うことを妨げるものではないが、そのために必要な容器等の手配等により当該廃棄物の処理が遅滞した場合には、かえって公衆衛生上のリスクが高まるおそれがあることなどを考慮に入れ、国民生活を維持するために不可欠なサービスである廃棄物処理体制の維持に十分に配慮すること。

- 三 ガイドラインにおいては、「新型インフルエンザの感染者が使用したマスクやティッシュ等の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物」は「ゴミ袋等に入れ封をして排出するなど、通常のインフルエンザの感染に伴い家庭等から排出される廃棄物と同様の取扱い方法で適正に処理されれば、廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないと考えられる。」としており、家庭等において新型コロナウイルス感染症の感染者が使用したマスク等の廃棄についても同様の取扱いをすることで感染を防ぐことが可能と考えられることから、住民等から問合せがあった場合には適切に案内すること。

また、この点についてウェブサイト等を通じて住民等に周知するよう努めること。

- 四 家庭等において新型コロナウイルス感染症の感染者が使用した後に廃棄されたマスク等については一般廃棄物となり、市町村又は一般廃棄物処理業者が適正に処理する必要があること。

ガイドラインにおいては、感染防止策として「手袋、マスク等の個人防護具の使用」や運搬車両、施設等の「定期的な清掃及び消毒の実施」などを想定しており、これは一般廃棄物の処理が安定的に継続されるために有用であると考えられる。「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）において、災害時を想定したものではあるが、市町村は一般廃棄物処理事業を継続するための事業継続計画を一般廃棄物処理計画等に反映することとしており、また、市町村は一般廃棄物の統括的処理責任を有することから、市町村及び一般廃棄物処理業者における個人防護具の確保を含む感染防止等の事業継続のための取組に努めること。

- 五 従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている事例が見られるが、感染性廃棄物の処理業者の作業員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合などには、当該地域における感染性廃棄物の処理が滞ることも想定されるところ、生活環境の保全上の支障の発生を防止し、迅速に処理を行う観点から、これらの搬入規制の廃止等を可及的速やかに実施されたいこと。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A

1. 新型コロナウイルスに関する基礎情報について

<新型コロナウイルスの概要>

Q1	「コロナウイルス」とはどのようなウイルスですか。
A1	これまでに、人に感染する「コロナウイルス」は、7種類見つかっており、その中の一つが、昨年12月以降に問題となっている、いわゆる「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」です。このうち、4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10~15% (流行期は35%) を占め、多くは軽症です。残りの2種類のウイルスは、2002年に発生した「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」です。コロナウイルスはあらゆる動物に感染しますが、種類の違う他の動物に感染することは稀です。また、アルコール消毒 (70%) などで感染力を失うことが知られています。 (参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q1

<新型コロナウイルスの感染経路>

Q2	新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。
A2	現時点では、飛沫感染 (ひまつかんせん) と接触感染の2つが考えられます。 (1) 飛沫感染 感染者の飛沫 (くしゃみ、咳、つば など) と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。 ※感染を注意すべき場面: 屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすとき (2) 接触感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染します。 ※感染場所の例: 電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど。 (参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4

<基本的な感染防止策>

Q3 感染を予防するために注意することはありますか。心配な場合には、どのように対応すればよいですか。

A3 まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。
具体的には、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避けてください。また、十分な睡眠をとっていただくことも重要です。

また、人込みの多い場所は避けてください。屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときはご注意下さい。

(参考) 新型コロナウイルスに関するQ&A (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q13

2. 廃棄物処理における新型コロナウイルス対策について

<廃棄物処理に関する一般的事項>

Q4 新型コロナウイルス発生に伴いどのような廃棄物が排出されますか。

A4 医療機関や検査機関からは、新型コロナウイルスの診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。また、一般家庭や事業所からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したティッシュ等が一般廃棄物として排出されます。

Q5 また、それらの廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A5 医療機関等から排出される感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。また、一般家庭等から排出されるティッシュ等については、ゴミ袋等に入れ封をして排出するなど、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様の方法で処理してください。

<廃棄物処理事業者等が取るべき措置について>

Q6 新型コロナウイルスが流行しても、廃棄物処理事業は継続しなければならないのですか。

A6 廃棄物処理を含め、医療やライフライン関係事業者など、その事業の停止により最低限の国民生活の維持に支障をきたすおそれのある事業者については、新型コロナウイルス流行時においても、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、事業の継続が求められることとなります。